

大阪歯科大学学則 新旧比較対照表

新	旧
<p>(授業と単位)</p> <p>第15条 <u>授業の方法と単位の計算方法は、次のように行う。</u></p> <p>(1) <u>授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか若しくは併用により行うものとする。なお、授業は、多様なメディアを利用して、当該事業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</u></p> <p>(2) <u>講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p>(3) <u>実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p>(4) <u>一つの授業科目において、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、<u>第2号</u>及び<u>第3号</u>の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p>(5) <u>第1号に規定する多様なメディアを利用する授業により修得できる単位数は、60単位を超えないものとする。</u></p>	<p>(単位の計算方法)</p> <p>第15条 単位の計算方法は、次のように行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(3) 一つの授業科目において、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、<u>第1号</u>及び<u>第2号</u>の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(医療保健学部への編入学)</p> <p>第21条の2 次の各号の一に該当する者で、医療保健学部へ編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が編入学を許可することがある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による入学の時期は、原則として<u>第2学年</u>の初めとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(医療保健学部への編入学)</p> <p>第21条の2 次の各号の一に該当する者で、医療保健学部へ編入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が編入学を許可することがある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定による入学の時期は、原則として<u>第3学年</u>の初めとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>38 2022(令和4)年4月1日 一部改正</p> <p>39 改正後の第11条の規定にかかわらず、2021(令和3)年度以前入学者(2021年度1年次における留年者、復学者、再入学者又は2020(令和2)年度以前から1年次に留まる者を除く。)については、なお従前の例による。</p> <p>40 <u>2022(令和4)年8月1日 一部改正</u></p>	<p>附 則</p> <p>38 2022(令和4)年4月1日 一部改正</p> <p>39 改正後の第11条の規定にかかわらず、2021(令和3)年度以前入学者(2021年度1年次における留年者、復学者、再入学者又は2020(令和2)年度以前から1年次に留まる者を除く。)については、なお従前の例による。</p> <p>(新設)</p>